

東京都医学検査学会規程細則

(学会場)

第1条 学会場は学会企画委員会において検討され、理事会の承認を持って決定する。

(学会開催日)

第2条 学会開催日は学会企画委員会において検討され、理事会の承認を持って決定する。

(経費)

第3条 学会開催に関する経費は、学会参加費、学会関連展示発表会費及び広告費等をもって充てるものとする。

(予算及び決算)

第4条 学会会計は都臨技直轄で行う。

2 学会終了後3ヶ月以内に学会事業終了報告書を提出し理事会の承認を受けるものとする。

(学会運営)

第5条 学会運営委員会は、公益社団法人東京都臨床検査技師会（以下「この法人」という。）の決定に基づいて学会の運営にあたらなければならない。

(学会発表形式)

第6条 学会発表形式は、次の各号のとおりとする。

- 1) 口演
- 2) 示説（ポスター）
- 3) 誌上

(演題申込資格)

第7条 演題の申込資格は、申込日において当該年度会費既納の正会員、学生会員及び賛助会員とする。

2 有資格の非会員や、検査技師養成校に在籍し学生会員ではない学生においては、第10条に定める所定の金額を収めることで、申込資格を得るものとする。

(関係団体の演題申込)

第8条 前条の規定に関わらず、理事会が特に認めた次の関係団体に所属する会員は演題を申し込むことができるものとする。

- 1) 日本臨床衛生検査技師会
- 2) 各道府県臨床検査技師会
- 3) 日本臨床検査医学会
- 4) 日本衛生検査所協会
- 5) 日本臨床検査薬協会
- 6) 全国臨床検査技師教育施設協議会
- 7) 臨床検査技師を養成する学校の学生

(演題申込数)

第9条 演題の複数申し込みについては、学会運営委員会において内容を審査のうえ、受付を制限することができるものとする。

2 賛助会員の演題申し込みは、賛助会費1口当たり1演題とするが口数に応じた複数の申し込みについても、前項に準じ受付数を制限することができるものとする。

(演題申込料)

第10条 正会員、学生会員、賛助会員の演題申込料は無料とする。有資格の非会員や、検査技師養成校に在籍し学生会員ではない学生は会員外扱いとなり、1演題につき10,000円徴収する。

(共同発表者の掲載料)

第11条 共同発表者の掲載料は無料とする。

2 複数の演題に登録があっても非会員の掲載料はかわらないものとする。

3 関係団体の共同発表者は、前1項に準じるものとする。

(学会参加費)

第12条 学会参加費の額は学会企画委員会もしくは学会実行委員会にて決定する。

(学会特集号)

第13条 正会員には無料で学会特集号を配付するものとする。

2 その販売にあたっての価格は学会企画委員会もしくは学会実行委員会が決定した額とする。

3 前2項に係る場合にあって、この法人が必要と認めた者には無料で提供することができる。

(附則)

この細則は、平成25年6月19日から施行する。

平成27年10月21日改正